

～ 手話言語条例マップ～

条例成立自治体 42都道府県/22区/415市/159町/16村 計654自治体 (2026年6月3日現在 事務局把握分)

  → 都道府県レベルで条例の成立した地域
   → 市町村レベルで条例の成立した地域  
📍 → 全自治体で条例の成立した地域

北海道・東北

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島

北海道	条例	議員連盟	石狩市	条例	市区長会
新得町	条例	市区長会	鹿追町	条例	
名寄市	条例	市区長会	登別市	条例	市区長会
室蘭市	条例	市区長会	帯広市	条例	
旭川市	条例	市区長会	洞爺湖町	条例	
伊達市	条例	市区長会	苫小牧市	条例	市区長会
釧路市	条例	市区長会	赤平市	条例	市区長会
札幌市	条例	市区長会	千歳市	条例	市区長会
小樽市	条例	市区長会	三笠市	条例	市区長会
岩見沢市	条例	市区長会	釧路町	条例	
江別市	条例	市区長会	豊浦町	条例	
北斗市	条例	市区長会	網走市	条例	市区長会
恵庭市	条例	市区長会	根室市	条例	市区長会
北見市	条例	市区長会	美唄市	条例	市区長会
北広島市	条例	市区長会	白老町	条例	
士別市	条例	市区長会	神恵内村	条例	
泊村	条例		岩内町	条例	
共和町	条例		美瑛町	条例	
中標津町	条例		余市町	条例	
古平町	条例		仁木町	条例	
赤井川村	条例		積丹町	条例	
函館市	条例		留萌市		市区長会
稚内市		市区長会	富良野市		市区長会

～ 情報・コミュニケーション条例マップ～

条例成立自治体 1道13県/15区/107市/18町 計154自治体 (2026年6月2日現在 事務局把握分)

  → 都道府県レベルで条例の成立した地域
   → 市町村レベルで条例の成立した地域

北海道・東北

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島

北海道	条例	札幌市	条例
小樽市	条例	石狩市	条例
千歳市	条例	美瑛町	条例
中標津町	条例	函館市	条例

出典:全日本ろうあ連盟 HP

# はこだてししょうしゃ 函館市障がい者 コミュニケーション条例

## はこだてししゅわげんごじょうれい 函館市手話言語条例

### ができました!

じょうれい もくてき  
条例の目的

しょうしゃ しょうしゃ  
障がい者コミュニケーションは、

しょうしゃ しょうしゃ しょうしゃ  
「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進」を

しゅわ げんご しょうしゃ  
手話言語条例は、「手話が言語であるという認識の普及」を

すす しょうしゃ しょうしゃ  
進めていくことで、障がい者をはじめ全ての人々が安心して

あんぜん ちいきしゃかい じつげん  
安全に暮らすことができる地域社会の実現をめざします。

わたし  
私たちはどうすればいいの?



ひと と  
まずは、その人の取りたい  
コミュニケーション手段を  
かくにん しょうたん  
確認し、できる方法を一緒に  
かんが しょうせん  
考えていきましょう!

はこだてし しょうしゃぜんぶん  
函館市HP 条例全文

しょうしゃ  
障がい者  
コミュニケーション条例



しょうしゃ  
手話言語条例



このパネルは、北海道教育大学函館校4年 山本歩実が作成しました。

## 函館市 障がい者コミュニケーション条例 手話言語条例 制定記念キックオフセミナー

定員 参加費  
50名 無料

# 6/29

月

時間 18時～19時30分  
(開場:17時30分)

会場 紀の國建設  
みらい函館市中央図書館  
(五稜郭町26番1号)

お申込み

Webフォームまたは  
申込書により申込みください。  
※先着順となっています。

Webフォーム

市ホームページ



条例紹介 18時05分～18時15分

函館市保健福祉部障がい保健福祉課  
課長 岩島 貴寿

基調講演 18時15分～18時35分

「ふつう」を再考する

北海道教育大学 教授  
細谷 一博 氏

基調講演 18時35分～18時55分

「相手に寄り添うコミュニケーション」  
～障がいの特性を知り、私たちが今できること～

障害者生活支援センターぱすてる 所長  
小谷 素美子 氏

ミニ手話講座 18時55分～19時15分

函館聴覚障がい者協会 会長  
石井 昌子 氏

函館市保健福祉部  
障がい保健福祉課

電話:0138-21-3263  
FAX:0138-27-2770

fukushi-jourei@city.hakodate.hokkaido.jp

参照:石狩市 HP

## 石狩手話教室

企画：石狩手話普及委員会  
制作協力：スリすししかりネットテレビ

石狩市は、平成26年4月に「手話基本条例」を施行しました。

	<p><b>第1回</b> あいさつを覚えよう 2014年12月19日 約8分</p>
	<p><b>第2回</b> 名前を覚えよう 2014年12月25日 約8分</p>
	<p><b>第3回</b> 手話で表現してみよう (地名編) 2015年1月30日 約8分</p>
	<p><b>第4回</b> 手話で表現してみよう (グルメ編) 2015年1月30日 約9分</p>
	<p><b>第5回</b> 手話で表現してみよう (買い物編) 2015年3月5日 約6分</p>
	<p><b>第6回</b> 手話で表現してみよう (救急編) 2015年3月13日 約8分</p>

### 石狩手話教室とは？

平成26年4月から手話基本条例がスタートし、石狩市内において手話の講習会や授業も行われています。石狩手話教室は、初めて手話に触れる人が基本的な手話を学び、石狩市民としてぜひ知ってほしい手話をお伝えしています。

### 手話基本条例とは？

石狩市は、手話を言語として認め、平成25年12月に全国の市町村初となる『石狩市手話基本条例』を制定しました。この条例は、手話を使用する市民が、言語である手話を使って心豊かに暮らし、人が生きていく上で欠かすことのできない、言語である手話に対する理解が広がる石狩市を目指すものです。



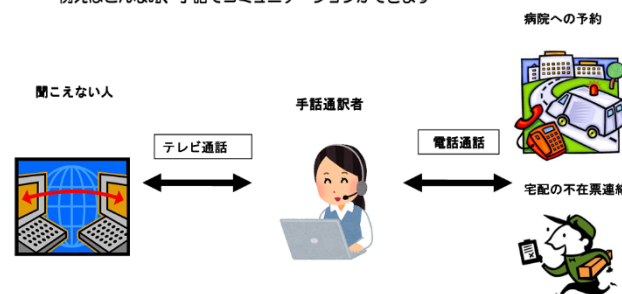
④市民向け手話リーフレット

⑤小中学生向けリーフレット

## 石狩市電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聞こえない方が電話を利用するための仕組みです。石狩市の専任手話通訳者が手話による通訳を行い、聞こえない方がテレビ電話を利用してコミュニケーションできるようにするものです。

例えばこんな時、手話でコミュニケーションができます



⑥電話リレーサービス



- ②石狩市手話ロゴマーク
- ③バッジ作成・配布

① 石狩手話教室&メッセージ動画

① 手話推進キャラクター

「手話ブルー」

顔は「アイラブユー」

手は「手話」



③着ぐるみの貸し出し

②観光 PR 手話動画

上段：歌 詞

下段：手話表現

出典：新得町 HP

# 手話であいさつ

～新得から広げよう～

作曲：杉本 寛 作詞：小室 弥生



④オリジナル手話のうた



1 あなたは できる？ 手話の挨拶  
あなた／できる／～か？／手話／挨拶  
みんなで 一緒に やってみよう  
みんな／一緒／しましょう  
手話で 通じる楽しさを  
手話／会話／楽しい  
あなたと あなたと 一緒に  
あなた／あなた／一緒

枕を外して おはよう  
寝る仕草／両目を開ける仕草／朝／挨拶  
お昼は 12時 こんにちは  
日が昇る（顔の中央まで）／12（12時  
の手話）／挨拶  
暗くなったら こんにちは  
日が沈む（顔の中央から日が落ちる）／夜  
／挨拶

あいさつ あいさつ 嬉しいな  
挨拶／挨拶／手話／楽しい

みんな 一緒に 手話で挨拶  
みんな／一緒／手話／挨拶  
私も あなたも 一緒に  
私／あなた／一緒

みんな できた 手話で挨拶  
みんな／できる／手話／挨拶

広めて いこう 新得から  
広める（輪を広げるように）／新得／始まる